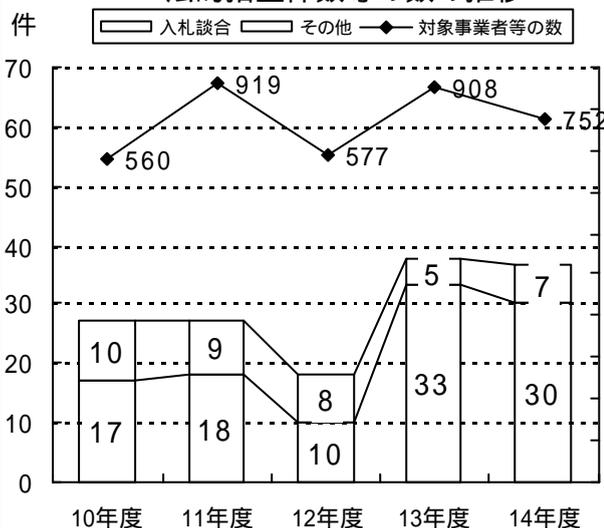


第1編 独占禁止法と入札談合

入札談合は、典型的なカルテルであり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。公正取引委員会は、従来から入札談合に対し、独占禁止法に基づき、厳正かつ積極的に対処するとともに、その未然防止を図る観点から様々な取組を行ってきています。

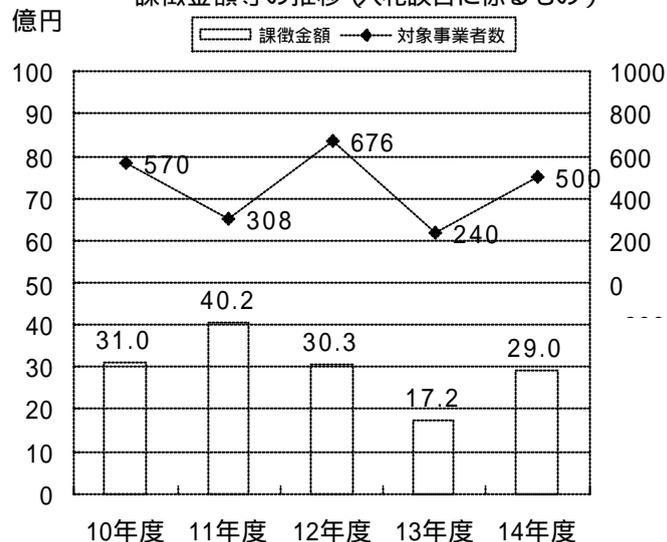
第1編では、入札談合に対する独占禁止法に基づく公正取引委員会の対応について概説します。

法的措置件数等の数の推移



注) 対象事業者数は入札談合に係るもの。事業者等の「等」は事業者団体を表す。

課徴金額等の推移 (入札談合に係るもの)



1 入札談合と独占禁止法の適用

(1) 独占禁止法の目的・禁止する行為（関係条文につき参考資料1-1(P43)参照）

独占禁止法は、公正で自由な競争を促進して、我が国経済の効率的な運営を図ろうとする法律です。競争とは、企業が消費者の購買を目指して価格や品質、サービスなどについて、お互いに競い合うシステムのことです。消費者が品質の良い安いものを選ぼうとすれば、企業も消費者の選択に合わせて生産するよう努力します。このように、市場における需要と供給の動きを通して、企業の意思と消費者の意思が結ばれる機能を、市場メカニズムといいます。

企業の間には自由な競争がないと、市場メカニズムは働きません。また、競争があっても、虚偽の表示などのような不公正な競争手段による場合には、市場メカニズムは正しく働きません。公正で自由な競争が維持されてこそ、市場メカニズムは正しく機能することになります。

独占禁止法は、このような公正で自由な競争を促進するため、事業者に対して以下の行為を行うことを禁止しています。

ア カルテルの規制

事業者が商品やサービスの販売価格、生産数量などを話し合っで決める行為は、価格をつり上げるなど、買手である相手方に対して不利益を与え、また、非効率的な企業を温存し、事業活動を停滞させるなどの弊害をもたらすので、独占禁止法で禁止されています。

具体的には、独占禁止法は、「不当な取引制限」として、事業者がお互いに連絡を取り合っで、本来個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事項（価格、数量、受注予定者など）を共同して決定し、市場において有効な競争が行われないような状態をもたらすことを禁止しています。不当な取引制限は、通常、カルテルと呼ばれており、入札談合もその一つです。

なお、「共同して決定し」というのは、事業者間に何らかの合意や了解が成立し、それに皆が従うものと思っでそれぞれ同一行動に出ることをいいます。したがっで、制裁の伴わない紳士協定はもちろん、明白な協定という形をとらない口頭の約束や暗黙の了解でもカルテルに該当します。

イ 独占・寡占の規制

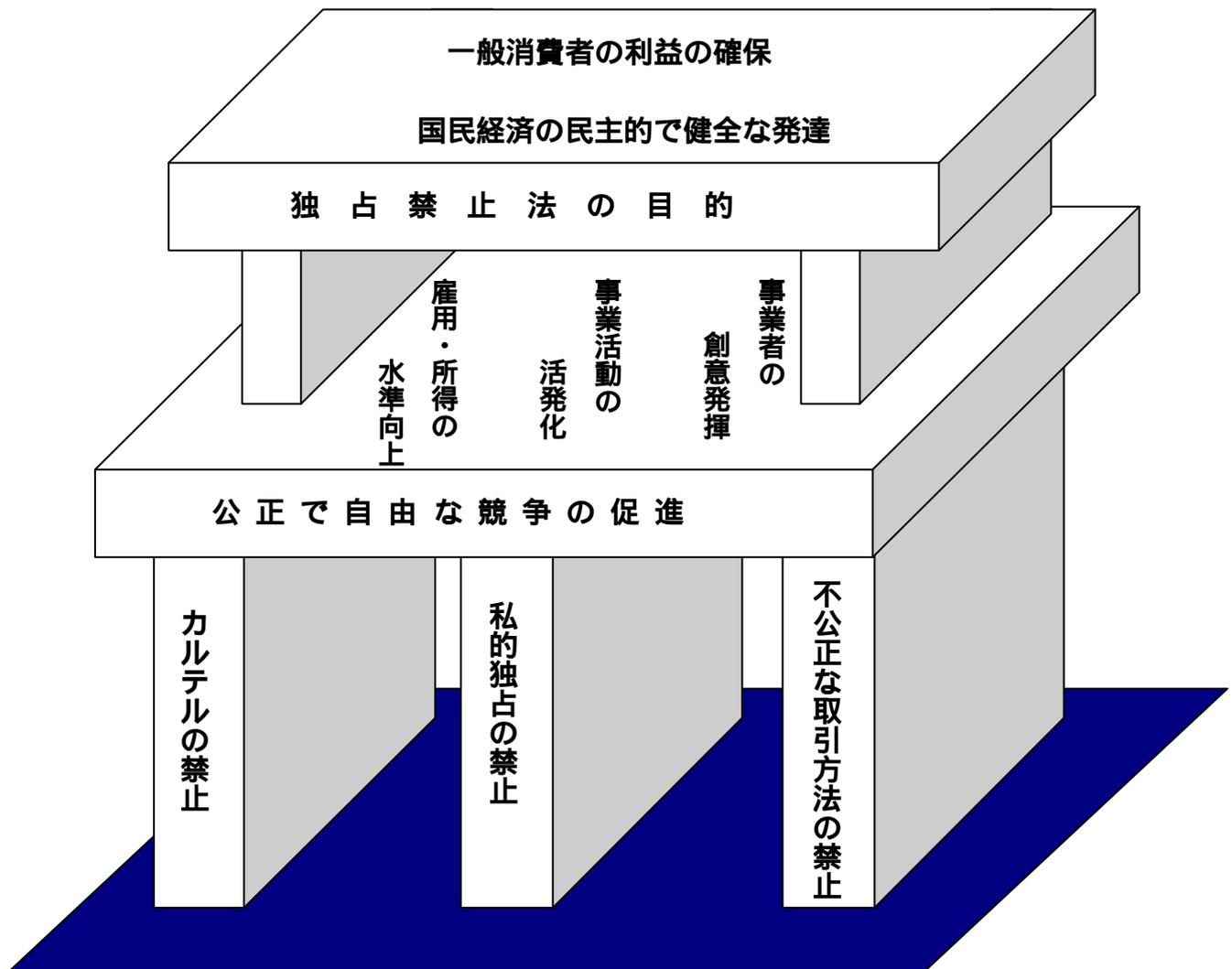
少数の企業が市場における供給のほとんどを支配している場合には、競争は有効に機能しなくなります。そこで独占禁止法は、独占や寡占に対して、独占の状態をもたらしたり、維持したりする行為を禁止すること（私的独占の禁止）、競争が有効に機能しない状態が成立するのを未然に防止すること（合併などの制限）、独占という状態が既に成立している場合に市場に弊害が出ないようにすること（独占的状态に対する措置）などを規定しています。

このうち、私的独占の禁止は、事業者が人為的に他の事業者の事業活動を排除したり、支配することによって市場支配力を形成することや既に有する市場支配力を行使することをいい、入札談合事件の類型は含まれませんが、公共入札に関する事案として、ある事業者が発注機関側に自らの製品のみが適合する仕様書の作成を働きかけ、自らの製品のみが納入できる仕様書による入札を実現した（競争業者を排除した）ことについて、私的独占に該当するとされた事例があります。

ウ 不公正な取引方法の規制

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。入札談合との関係では、例えば、あらかじめ受注予定者が落札できるように取り決めた場合について、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することとなります。

（参考）独占禁止法の体系



(2) 入札談合に対する独占禁止法の適用関係

ア 適用規定

入札談合は、典型的なカルテルで最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。入札談合は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するもので、直接、競争を制限するものです。

入札談合には、事業者間で行われる場合と事業者団体によって行われる場合とがあります。入札談合が、事業者間で行われれば独占禁止法第3条の規定に、事業者団体によって行われれば独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反することになります。また、事業者が入札談合に従わない他の事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったり行わせたりすれば、独占禁止法第19条の規定に、事業者団体が同様のことを行えば独占禁止法第8条第1項第5号の規定に違反することになります。

イ 違反行為の確定

カルテルなどの独占禁止法違反行為を行ったとされる事業者は、公正取引委員会による排除勧告を受けます。公正取引委員会として、特定の事案に対して初めて独占禁止法違反行為があるとの判断を示すのは排除勧告（課徴金納付命令のみを命ずる場合には、課徴金納付命令）であり、それ以前の立入検査等の段階では公正取引委員会として何ら判断を示していないことに注意を要します。

排除勧告を受けた事業者は、当該排除勧告を応諾するか否かを公正取引委員会に通知しなければなりません。応諾した場合には、審判手続を経ないで当該勧告と同趣旨の審決、すなわち勧告審決が出されます。他方、応諾しない場合には、審判手続が開始されることとなります。この審判手続を経た後、公正取引委員会が独占禁止法の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる審判審決が出されることとなります。また、違反行為が認められない場合には、その旨を明らかにする審判審決が出されることとなります。**審決が、事案に対する公正取引委員会としての最終的な判断となります。**（独占禁止法違反事件の処理の流れについては下記2(1)(P8)参照)

発注機関と独占禁止法の関係

独占禁止法は、経済運営の秩序を維持するための企業活動の基本的ルールを定めた法律であり、その対象は事業者又は事業者団体です。独占禁止法上、発注機関は、例えば入札談合があったために通常より高い価格で契約せざるを得なかったなど、入札談合という独占禁止法違反行為の被害者として位置付けられます。

ただし、発注機関が入札談合に関与している場合には、

刑事事件（独占禁止法89条）として談合を行った事業者やその役職員が告発され、起訴されるに至った場合には、その共犯として発注担当職員も告発・起訴され

ることがあります（注）。

入札談合事件に対する措置が行政処分（排除を命ずる審決，課徴金納付命令）の場合には，独占禁止法上，事業者ではない発注機関に対し措置を講じることはできません。ただし，特定の関与行為の類型に対して，公正取引委員会から発注機関に対し改善措置を要求できること等を内容とする法律（入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律）が議員立法により制定されました（第3編（P27）参照）。

（注）平成7年の日本下水道事業団発注の電気設備工事談合事件では，公正取引委員会は，入札談合を行ったメーカー及びその職員のほか，日本下水道事業団の発注業務担当者1名についても告発を行い，同者に対して懲役8月（執行猶予2年）が科されました（平成8年5月31日東京高裁判決）。

（3）入札談合の態様

ア 対象物件

入札談合は，官公庁等の発注する土木，建築等の工事のほかに，物品や各種サービス等の役務について行われます。また，民間企業の発注する見積り合わせ入札などにおいても行われます。

イ 入札談合の態様

入札談合の態様は様々です。例えば，研究会等の会合を設け，あらかじめ，発注機関から指名を受けた場合の受注予定者の決定方法などについて一定のルールを定め，個別の発注の都度このルールに従って受注予定者を決定し，他の指名業者は，この受注予定者が決めた価格で受注できるように協力するといった方法や，特定の者に受注の配分を任せるといった方法などがみられます。

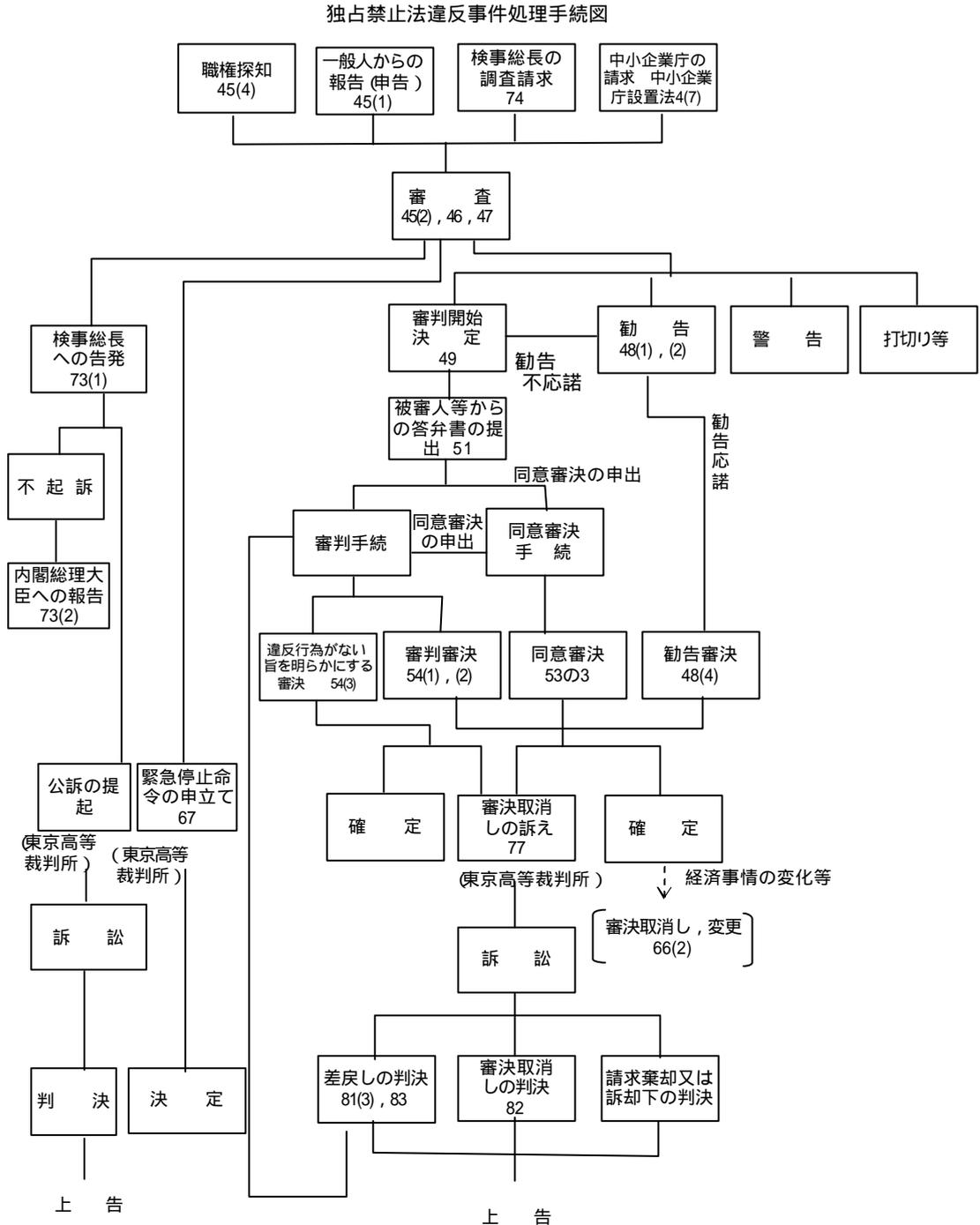
ウ 受注予定者の決定方法

受注予定者の決定方法にも様々な態様がみられます。例えば，受注活動（営業活動），工事現場の所在地，過去の実績などから特定の者が優先して落札できるようにしているものや，輪番制によって受注予定者を決定しているものなどがみられます。

2 入札談合事件に対する独占禁止法上の措置

(1) 独占禁止法違反事件の処理の流れ

独占禁止法違反事件の処理については、**事件の端緒（違反の疑いがあるとの情報の入手）** **事件の審査（違反の疑いがある具体的な事件についての調査活動）** **措置（審決等）**の順に行われます。その処理の流れについて、図示すると以下のとおりです。



(2) 事件の開始(事件の端緒)

公正取引委員会が入札談合について、審査を開始するのは、次のいずれかの方法で情報を入手したときです。

一般の方からの報告(申告と呼んでいます。第45条第1項)

職権探知(公正取引委員会が自ら違反を発見する場合等。第45条第4項)

検事総長からの通知(第74条)

中小企業庁長官からの調査請求(中小企業庁設置法第4条第7項)

これらの情報を事件の端緒(違反の手掛かり)と呼んでいます。

(3) 事件の審査(事件の調査活動)

事件の端緒に接すると、公正取引委員会は、審査を開始します。相手方の協力が得られる場合には任意調査でも行われますが、それだけでは不十分なので、強制調査を行うことがあります。公正取引委員会は、職員の中から審査官を指定して、関係企業に立入検査をしたり、物件を提出させたり、関係者を呼び出し事情を聴取したりして、審査を進めることができます(第46条)。

(4) 入札談合に対する措置

入札談合などの独占禁止法違反行為に対しては、次のような法的措置が採られます。

ア 違反行為の排除措置(第7条,第8条の2)

公正取引委員会は、審決という行政処分により、例えば次のような排除措置を命じます。

協定(カルテル)の破棄

協定を守るための実効確保手段の破棄,会合の廃止や団体の解散

協定を破棄した旨の周知徹底

将来,同様の行為を行わないこと(不作為命令)

~ について採った措置の公正取引委員会への報告

イ 課徴金の徴収(第7条の2,第8条の3)

販売価格の引上げカルテル,価格維持カルテルなど対価に係るカルテルと,生産数量カルテルなど,価格に影響を与えるカルテルを行った場合は,カルテルを行った事業者や事業者団体の構成事業者に対して,課徴金が課せられます。

入札談合は,受注予定者が決めた価格で落札できるよう協力するものであり,対価に

係るカルテルとして、課徴金の対象になります。

課徴金の額は、カルテルの対象となった商品やサービスのカルテル実行期間中の売上額に次の率を乗じて計算されます。

業 種	原 則	中小企業（従業員・資本金規模）
原則（製造業，建設業等）	6 %	3 %（300人以下又は3億円以下）
卸 売 業	1 %	1 %（100人以下又は1億円以下）
小 売 業	2 %	1 %（50人以下又は5000万円以下）
サービス業	6 %	3 %（100人以下又は5000万円以下）

なお、算定された課徴金の額が50万円を下回る場合には、課徴金の納付は命じられません。

例えば、公共工事（建設業）の場合、入札談合物件に係る売上額の合計が10億円であれば、課徴金の額は6000万円（中小企業の場合は3000万円）となります。

なお、課徴金は、税務上損金に算入することができません。

ウ 刑事制裁（公正取引委員会による告発）（第89条，第95条～第95条の4）

入札談合などのカルテルは、犯罪行為として独占禁止法に基づき刑事罰を受けることがあります。カルテルを実際に行った者は、3年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。

また、両罰規定（第95条）により、カルテルを実際に行った者のほかに事業者及び事業者団体に対しても罰金が科されますが、他法令における罰金の引上げ状況を勘案し、経済活動の基本ルールとしてふさわしい額とするため、罰金額の上限が1億円から5億円に引き上げられました（平成14年6月29日施行）。

そのほか、法人の代表者や事業者団体の役員がカルテル等の独占禁止法違反行為の計画を知り、その防止に必要な措置を採らなかった場合などには、500万円以下の罰金が科せられます。

なお、公正取引委員会は、平成2年6月、入札談合、価格カルテル、共同ボイコットなどの行為で、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大なものについては、積極的に刑事処罰を求めて告発する旨の方針を公表しています。（参考資料1-4(P63)，1-5(P64)参照）

刑法の談合罪との関係

刑法第96条の3第2項は、「公の入札」につき「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者」は2年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処すと定めており、国又は地方公共団体の行う入札に関する談合は、独占禁止法ばかりでなく刑法の対象ともなります。

刑法の場合は、行為者のみが罰せられますが、独占禁止法では両罰規定により事業者も罰せられるほか、課徴金の納付も命ぜられることになります。

(注) 刑法第96条の3第2項(競売等妨害)

- 1 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。
- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

(5) 発注機関による損害賠償請求等

カルテルなどの独占禁止法違反行為を行った事業者又は事業者団体は、公正取引委員会による審決が確定した場合、被害者に対して無過失損害賠償責任を負います(第25条)。また、公正取引委員会の確定審決がなくても、被害者は民法第709条等の規定により損害賠償を求めることができます。

近年、入札談合によって損害を被った国・地方公共団体等の発注機関や地方公共団体の住民(住民代位訴訟制度は平成14年9月1日施行の地方自治法改正法により廃止)が事業者に対し、独占禁止法第25条や民法709条の規定に基づき損害賠償を請求する事例があります。現在、公正取引委員会が行った審決等により入札談合があったという事実を知り、損害賠償請求訴訟が提起され、係属中である事件は、発注機関自身が損害賠償請求を行っている事件が5件、住民代位訴訟による事件が15件に上っています(公正取引委員会把握分・平成15年7月末現在)。

なお、入札談合に対する損害賠償請求には、従来被害者による損害額の立証が困難との問題がありましたが、平成8年の新民事訴訟法248条に基づき、裁判所の職権により、相当な額の損害額を認定することが可能となり、同条に基づき損害額を確定した判例の蓄積が進んでいます(参考資料1-6(P65), 3-2(P90)参照)。

ア 発注機関による損害賠償請求等事例

国の例では、平成5年に、社会保険庁発注の支払通知書等貼付用シールの入札談合事件(平成5年4月22日勧告審決)につき不当利得返還請求訴訟を提起し、請求が一部認容されています(参考資料1-6(P65)参照)。

地方公共団体の例では、最近では、航空写真測量の入札談合事件(平成13年6月19日勧告審決)について、福島県が独占禁止法25条に基づく損害賠償訴訟、宮城県及び仙台市が民法709条に基づく損害賠償請求訴訟を提起しています(参考資料1-6(P71)参照)。

イ 住民訴訟

損害賠償請求に関しては、地方公共団体の住民が当該地方公共団体に代位して損害賠償を求める事例もみられ、平成4年に提起された旧埼玉土曜会の談合事件の住民訴訟以降、これまで数多くの訴訟が提起され、住民側の請求を一部認容する判決も出ています（参考資料1-6(P65)参照）。

なお、平成14年9月1日に施行された地方自治法改正法により、住民代位訴訟制度は廃止され、住民が職員個人や怠る事実に係る相手方（例：入札談合を行った事業者）に損害賠償等を請求することを地方公共団体等に対して求める請求制度（履行請求制度）が創設されました。

（参考）住民監査請求に係る「1年ルール」の解釈について

地方自治法において住民訴訟を提起するためには住民監査請求を経る必要があり、監査請求については、対象となる行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限り、監査請求をすることができないと規定されていますが（地方自治法第242条第2項）、談合を行った事業者に対する発注機関の損害賠償請求権の行使を怠る事実についての監査請求には原則1年の期間制限が及ばないとする最高裁の判断が示されました（平成14年7月2日最高裁第三小法廷判決）。

3 発注機関における入札談合事件への対応

(1) 概要

入札談合事件の端緒情報として、発注機関から寄せられる情報も重要な位置を占めており、発注機関からの情報提供量は年々増加しております。平成14年度においては、発注機関から公正取引委員会に通報のあった談合情報の件数は通報ベースで1072件（対前年度比18%増）に達しています（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づく通知を除く。）。

また、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「公共工事入札・契約適正化法」という。）では、国、地方公共団体、特殊法人等すべての公共工事の発注機関に対して、入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会に通知することが義務付けられ、同法に基づく通知件数は、平成14年度においては、18件ありました。さらに、同法に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月閣議決定）では、発注機関において談合情報の取扱要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、同要領において各種手順を定めるに当たって公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意することとされました。

(参考1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第10条【公正取引委員会への通知】

各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(参考2) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）（抜粋）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注機関がこれを見逃すことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものとする。

(2) 談合情報提供に当たっての留意事項

ア 通報していただきたい情報

通報においては、当該発注機関が談合情報を受けた日時、工事名、入札(予定)日、情報提供者、通報を受けた者(発注機関の担当者)、情報手段(電話、書面等)、情報内容、談合情報に対する対応の概要、(入札を実施済の場合)入札結果等について情報提供を受けています。

特に、発注機関の方に提供していただきたい情報は、上記の情報のほか次の3点です。

- (ア) 入札調書等、当該入札に関する情報(加工せず、そのままの形で詳しく提供いただくようお願いします。)
- (イ) 発注機関側の経験や、寄せられている情報等により存在が予想される談合ルールや談合の方法に関する情報
- (ウ) 当該物件についての公開情報の有無、(ある場合には)公開場所、また当該物件についての年間発注額等当該物件に関する関連情報

なお、情報提供に当たっては、入札の前後に不審な点が認められる入札や、新聞記事で談合の疑いがあると報道された入札等について、発注機関としての経験を踏まえて入札談合の疑いがあると判断される場合に(この判断においては、下記イに注意願います。)情報を提供してください。

望ましい情報提供の例

当事務所(発注機関)が平成15年 月 日に入札予定の「 工事」について、平成15年 月 日午後4時ごろ、 から書面にて談合情報が当事務所会計課に寄せられたので連絡します。

情報の内容は、「 工事」では、 (株)、 (株)、 (株).....の8社が指名を受けているが、業者が談合し、東京都千代田区に所在する (株)が××万円で落札するということが既に決まっているとするもので、また、受注調整のルールは、指名を受けた業者は入札の2日前に 所在の 会館に集まって話し合いを行い、受注を希望する者が1名のときは、その者を受注予定者とする、受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間で話し合いで決定するというものです。

当事務所では、談合の事実が確認できないと判断し、当日の入札を執行しましたが、談合情報どおりの業者が落札しました。

なお、当該物件の入札調書、同種の物件について、入札日、過去の指名業者・受注業者、発注金額等の入札実績の一覧表、業者名簿等を関連情報として提供します。

イ 審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した(したい)ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にするなど、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては以下の事項に留意願います。

- (ア) 一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った(又は行う)事実については、内密に願います(報道機関への公表を含みます。)

なお、本年3月に改定された国土交通省の「公正入札調査委員会等の設置等について」(以下「国交省マニュアル」といいます。)では、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に情報提供を行った旨を明らかにすることとされています(公正取引委員会の審査の妨げとならないよう、発注者側より積極的に公表するものではないとの立場です。)

- (イ) 談合情報があった場合、必ず事情聴取を行うこととするのは、公正取引委員会へ通知されるという予見可能性を与えることにより、公正取引委員会の審査活動の妨げになるおそれがあります。このため、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うため独自に調査をする場合には、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し、事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により行うようお願いいたします。

なお、国交省マニュアルでは、事情聴取について、公正入札調査委員会が必要と判断した場合に実施することとされています。

ウ 談合があると疑うに足る事実の通知に関して発注機関において留意していただきたい事項

公共工事入札・契約適正化法第10条では、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実」を公正取引委員会に通知することとされており、これは、談合情報だけでなく、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験や寄せられている情報等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合を含みます。例えば、以下のような場合がこれに該当します。発注機関においては、既に独自に入札談合があるかどうかを判断し公正取引委員会に通報しているところもあり、また、国交省マニュアルでは、職員は入札談合があると疑うに足る事実を得た場合にも公正入札調査委員会を召集することができることとされています。発注機関における取組について積極的な検討をお願いします。

- (ア) 発注する工事の種類・規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっているなど落札結果に何らかの規則性が見られる状況

(例) A発注機関の甲物件では、受注回数にかかわらず各入札参加者の過去の年度ごとの受注額がほぼ均一であった。

(イ) 上記(ア)のような規則性がなくとも、複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するというような不自然な状況が常に見られる状況

(例) B発注機関の乙物件では、入札価格が予定価格に達せず、3回にわたり入札が行われたが、3回目の入札までに1社を除いて入札参加者は辞退し、応札したのは、寄せられた情報で指摘されている入札参加者のみであった。

(ウ) 調達担当部局において入手した情報が、単発の談合に係るものではなく、入札参加者間の落札ルールが存在を示すものであり、また、これを裏付ける具体的な資料等の提供を受けた状況

(例) C発注機関の丙物件では、寄せられた情報によれば、前回工事と関連する工事は継続して同一業者が落札するというものであった。そこで、過去の入札結果を調べたところ、いずれの入札においても、前回工事の関連業者が継続落札していた。

エ 公正取引委員会における談合情報の取扱等

公正取引委員会は、さまざまな方から情報提供を受けるほか、自ら情報収集を行うこと等により、談合等の独占禁止法違反行為の発見に努めており、発注官庁から寄せられる談合情報も貴重な情報の一つとして活用しています。

独占禁止法違反事件の調査では、一つの情報だけでは証拠が不十分なことが多いため、それに関連するさまざまな情報を収集する必要があります。寄せられた談合情報については、公正取引委員会から追加資料の提供等の協力を求める場合がありますので、その際は積極的な御協力をお願いします。

また、寄せられた談合情報だけで独占禁止法違反か否かを直ちに判断することは難しいのが現状であり、調査・検討には長期間を要する場合があります。

なお、公正取引委員会では、調査に支障をきたすおそれがあるため、調査・検討中の事件に関するお問い合わせにはお答えできないこととなっています。

オ 連絡先

情報提供に当たっての連絡先は、公正取引委員会事務総局審査局情報管理室、各地方事務所審査課又は沖縄総合事務局総務部公正取引室です（電話番号等については巻末を御参照ください。）。

4 入札談合の未然防止に向けた取組

(1) 事業者・事業者団体に対する取組

公正取引委員会は、入札談合の未然防止を図るとともに、入札に関連した事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てるため、平成6年7月に入札ガイドライン（公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針）を公表していますが、これは、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者及び事業者団体の入札に関連した実際の活動に即して、独占禁止法の定めるところとの関係について、基本的な考え方を述べ、併せて主要な活動類型ごとに、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を、参考例として示したものです。

（ガイドライン全文については、公正取引委員会ホームページを御覧ください。

<http://www.jftc.go.jp>）

（参考）入札ガイドラインにおける参考例の項目一覧

活動類型	原則として違反となるもの （及びその留意事項）	違反となるおそれがあるもの	原則として違反とならないもの
1 受注者の選定に関する行為	1-1 受注予定者等の決定 【留意事項】 1-1-1 受注意欲の情報交換等 1-1-2 指名回数，受注実績等に関する情報の整理・提供 1-1-3 入札価格の調整等 1-1-4 他の入札参加者等への利益供与 1-1-5 受注予定者の決定への参加の要請，強要等	1-2 指名や入札参加予定に関する報告 1-3 共同企業体の組合せに関する情報交換 1-4 特別会費，賦課金等の徴収	1-5 発注者に対する入札参加意欲等の説明 1-6 自己の判断による入札辞退
2 入札価格に関する行為	2-1 最低入札価格等の決定 【留意事項】 2-1-1 入札価格の情報交換等	2-2 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等	2-3 積算基準についての調査 2-4 標準的な積算方法の作成等
3 受注数量等に関する行為	3-1 受注数量，割合等の決定		3-2 官公需受注実績等の概括的な公表
4 情報の収集・提供，経営指導等	【留意事項】 （受注予定者等の決定行為に関する留意事項） ・受注意欲の情報交換等 （1-1-1前掲） ・指名回数，受注実績等に関する情報の整理・提供 （1-1-2前掲） （最低入札価格等の決定行為に関する留意事項） ・入札価格の情報交換等 （2-1-1前掲）	4-1 指名や入札参加予定に関する報告 （1-2前掲） 4-2 共同企業体の組合せに関する情報交換 （1-3前掲） 4-3 入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等 （2-2前掲）	4-4 入札に関する一般的な情報の収集・提供 4-5 官公需受注実績等の概括的な公表 （3-2前掲） 4-6 平均的な経営指標の作成・提供 4-7 入札物件の内容，必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供 4-8 経常共同企業体の組合せに関する情報提供 4-9 共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等 4-10 発注者に対する入札参加意欲等の説明 （1-5前掲）

			<p>4-11 標準的な積算方法の作成等 (2-4前掲)</p> <p>4-12 経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供</p> <p>4-13 積算基準についての調査 (2-3前掲)</p> <p>4-14 独占禁止法についての知識の普及活動</p> <p>4-15 契約履行の必要性に関する啓蒙等</p> <p>4-16 国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明</p> <p>4-17 発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明</p>
--	--	--	---

このほか、事業者団体の活動一般については、独占禁止法との関係を示した「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（事業者団体ガイドライン）があります。また、事業者や事業者団体における独占禁止法遵守マニュアルの作成の支援等を行っています。

（２）発注官庁等との連携・協力

入札談合行為の排除や未然防止を一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、平成5年に各発注官庁等において公正取引委員会との連絡担当官を指名していただくとともに、当委員会への情報提供の円滑化、各発注官庁等と当委員会との協力体制の整備による入札談合行為の未然防止のため、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を平成5年以降開催しています。また、都道府県・市町村の調達担当官を対象とした研修も平成6年以降実施しています。

このほか、発注官庁等から、談合情報対応マニュアルの作成や発注制度・運用の在り方について相談を受けたときは、助言等の支援を積極的に行っています。

（参考）発注官庁等との協力・研修について

1. 公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官制度

入札談合の排除や未然防止を一層徹底するためには、各発注官庁等の取組が極めて重要であり、各発注官庁等は、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報提供のために、公正取引委員会との連絡担当官を指名することとされ、各発注官庁等において会計課長等が連絡担当官として指名されています。

2. 「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の開催

「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」は、各発注官庁等の連絡担当官から公正取引委員会への情報提供の円滑化を図るとともに、各発注官庁等と公正取引委員会との協力体制を整備することによって、発注に係る独占禁止法違

反行為の未然防止に資するため、国の本省庁レベルでは平成5年度から、国の地方支分部局、研究所等においては平成6年度から毎年開催されているものです。

3. 入札談合問題に関する調達担当官研修の実施

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、都道府県・市町村の調達担当者が入札談合行為の確認及び関連情報の収集をよりの確に行うことができるようにすることを目的として、調達担当者を対象とした研修会の実施に協力し、講師の派遣及び資料の提供を行っています。

また、平成7年度から、公団・事業団等の調達担当者を対象とした研修会を毎年開催しています。

第2編 国・地方公共団体における入札・契約制度改革の取組 入札談合防止に向けた国・地方公共団体における入札・契約制度改革の取組

国・地方公共団体の発注に係る入札談合には、独占禁止法違反行為の側面と、予算の適正な執行を阻害するものとして納税者である国民の利益を損ねる行為の側面の両面があります。このことは、発注機関側にとっても、入札談合の防止の観点から入札・契約制度を見直すことが、競争入札の本来の趣旨である競争性の確保を徹底し、事務の適正化に直結するものとして本来取り組むべき事項であることを意味します。

このため、入札談合の防止には、発注機関における入札・契約方法の適正化や、入札談合を行った事業者に対するペナルティー、談合情報に対する適切な対応の確保も極めて重要で、近年、入札談合に対する社会的批判の高まり等を背景として、国・地方公共団体においてこれらを内容とする入札・契約制度改革が進展してきていますが、入札・契約案件の多様性を踏まえた入札・契約方法の柔軟性確保など、さまざまな課題も指摘されています。

公正取引委員会では、公共調達において一層競争的な環境を実現し、また、入札談合の効果的な防止を図る観点から国・地方公共団体の入札・契約制度について調査を行い、入札・契約実務の実態、制度的課題の把握等に努めていますが、以下は、地方公共団体の入札・契約制度改革の状況及びこれに対する公正取引委員会の考え方等について説明します。

1 入札談合防止に向けた入札・契約制度改革の概要

(1) 国における入札・契約制度改革のこれまでの取組

平成5年、公共工事をめぐる贈収賄容疑によって地方公共団体の首長や我が国建設業界を代表する企業の幹部が逮捕・起訴されたことを契機として、中央建設業審議会（以下「中建審」という。）は、公共工事の入札・契約制度全般にわたる改革に着手することとし、審議の結果、同年12月に、入札・契約制度改革に関する基本方針として、一般競争入札の採用拡大、指名競争方式の大幅な改善、入札談合等違法行為に対する制裁措置の強化を柱とした「公共工事に関する入札・契約制度改革について」と題する建議を行いました。政府は、この建議を踏まえ、公共工事発注者間の共通的な指針として、一般競争入札の本格的な導入や談合情報対応マニュアルの策定、指名停止措置の強化等入札談合に対する防止措置の強化を柱とする「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を取りまとめ、同計画は、平成6年に閣議了解されました。

しかしながら、その後も不正行為が跡を絶たないことから、平成12年11月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「公共工事入札・契約適正化法」という。）が制定されました。公共工事入札・契約適正化法は、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の4つを入札・契約適正化の基本原則としており、入札談合との関係では、発注者は入札談合等の行為があったと疑うに足る事実があるときには公正取引委員会に通知することが義務付けられています。

また、公共工事入札・契約適正化法では、公共工事の発注者である国、特殊法人等及び地方公共団体が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るために取り組むべき措置に関するガイドラインとして、適正化指針を定めることを義務づけており、平成13年3月に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下「公共工事入札・契約適正化指針」という。）が閣議決定されています。

(2) 最近の入札・契約制度改革の特徴的な取組

ア 国土交通省省内検討会による入札適正化策の公表

国土交通省では、最近の公共工事の不正発注についての社会的批判の高まりを受け、省内で入札制度の運用改善策を検討し、平成14年3月27日に公表しました。本年度においては、前年度に取りまとめた施策の実施状況を検討しつつ、当面の方策として、地方公共団体等における情報公表の促進のためのマニュアルの策定、混合入札の促進、工事成績を重視した競争入札等の導入、技術提案を重視した入札の導入等を講じることとしています（本年4月15日公表）。

イ 地方公共団体の取組の概況

地方公共団体においても、既に独自に入札談合防止に向けた対応策を進めています。具体的措置としては、例えば、すべての案件での条件付一般競争入札の導入、入札監視委員会の設置、入札談合を行った場合の違約金条項・損害賠償請求条項の契約書への明記などがあります。

(3) 入札・契約制度に関連した公正取引委員会のこれまでの取組

ア 中央建設業審議会における公正取引委員会事務局経済部長（当時）の意見陳述（平成5年）（資料2-1(P72)参照）

前記中建審の審議において、平成5年、公正取引委員会事務局経済部長から、独占禁止法の運用からみた入札制度やその運用の在り方について問題点等を指摘し、入札談合の未然防止が図られるよう入札制度やその運用の在り方について十分な検討が行われることを要望しました。

イ 競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について（調査報告）（平成11年）（参考資料2-2(P75)参照）

平成11年に、地方公共団体が行っている規制及び入札・契約手続に関し、実態を調査するとともに競争政策上の問題点について検討し、調査結果を取りまとめました。その中で、公共事業の入札・契約に関して、事業者団体への工事等の一括発注、特定の事業者団体の加入業者に限定した競争入札参加者の選定、地元企業優先発注、物品の入札等における銘柄の指定等について競争政策上の問題を指摘しています。

ウ 分割発注に係る建設省との共同要請

行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注は、独占禁止法、建設業法等の法令違反を誘発・助長することにつながりかねないことから、行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注による建設業法違反事件が生じたことを契機に、平成11年12月、事態の再発を防止する観点から、公正取引委員会は都道府県知事に対して建設省と共同で要請を行いました。

この中で、独占禁止法関係では「行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注は、入札に参加するメンバーが固定化されること等を通じて入札談合を誘発・助長するおそれがあるなど、市場における競争が制限・阻害されること等につながるため、競争の確保に十分配慮すること」としています。

エ 入札談合事件措置に関しての発注者に対する改善要請（参考資料2-3(P77)参照）

公正取引委員会は、入札談合事件において、発注機関職員の関与行為（受注者の意向表明や予定価格の漏洩など）があった場合や、発注方法が入札談合を誘発・助長している場合に、発注機関に対して改善を要請しているところです。

オ 公共調達と競争政策に関する研究会の開催

公共工事契約・入札契約適正化法が平成13年4月に施行され、国・地方公共団体等で運用が行われているものの、必ずしも入札談合等不正行為の減少につながっていない等の指摘があり、公正取引委員会の法的措置件数に占める入札談合事件の比率も依然高率となっています。また、公共工事の発注を初めとする公共調達の適正化については、より根本的な課題として、例えば現在の競争入札制度が価格による評価に偏重していることなど、会計制度やその運用についての問題も指摘されています。

他方、入札談合の防止に積極的な発注機関を中心として、独自に入札談合に対する調査・措置を行う事例も現れてきています。

このような公共調達を巡る取組の進展等を踏まえつつ、公共調達において一層競争的な環境を実現し、また入札談合の効果的な防止を図る観点から、公正取引委員会は、公共調達に関する根本的かつ具体的な課題を抽出し提言を行うため、平成15年6月以降、「公共調達と競争政策に関する研究会」を開催して検討を行っています。

2 入札・契約制度改革に対する考え方

(1) 基本的考え方

入札・契約事務の適正化の観点から、競争入札本来の趣旨である競争性確保の徹底、発注に際しての秘密情報の管理の徹底、入札談合等の不正行為に対する発注者側の厳正対処（ペナルティーの明確化）等本来講じるべき措置を適切に進めることは、入札談合の未然防止に向けて発注機関に求められている責務であるといえます。

その上で、入札談合の防止の観点から確保されるべき基本的な要素として、第一に、十分な入札参加者の確保、入札参加者の固定化の防止、第二に、秘密情報管理の徹底（当該情報を公開する場合にはデメリットに対する別途の対策）、第三に、発注者としてのペナルティーの明確化、第四に、単独の方策ではなく、複数の方策を組み合わせることによる対応が必要かつ重要で、各地方公共団体の実情に応じて、入札・契約制度改革の全体として入札談合の防止を図ることが重要です。

(2) 指名競争入札の見直し（いわゆる「抽選入札」を含む。）

指名競争入札の見直しについては、競争性の確保の観点からは一般原則たる一般競争入札の拡大が望まれます。不良不適格業者の排除は検査体制の充実等で対応し得る問題であり、事務量の増加についても電子入札の導入等IT化の推進により対応し得ることを考えれば、一般競争入札への移行を積極的に図るべきであると考えられます。

他方、指名競争入札による場合においては、競争性の確保に十分な指名業者数の確保、指名手続の恣意性の排除が重要です。入札参加意欲を確認し、技術資料の提出を求めた上で指名を行う公募型指名競争入札については、指名競争入札によらざるを得ない場合においてはこのような制度を活用し、指名に当たっては、受注意欲を有する広範な事業者の入札参加を求めることが望まれます。

なお、抽選による指名業者の選定等入札における抽選の活用については、確かに事業者の受注調整が困難となる効果は認められ、入札談合防止に一定の効果はあるものと考えられますが、抽選の活用については事業者の入札意欲の減退等発注機関としてのマイナス面も指摘されており、一般的な入札制度として定着させることは難しいものと考えられます。したがって、抽選の活用は、事業者の談合体質が強い地域など入札談合防止が特に強く要請される地域や時期に活用されるべき制度と考えられます。

(3) 電子入札

電子入札については、基本的には入札事務の効率化に資するシステムであると考えられますが、その導入により入札制度の競争性・透明性の向上に結び付ける方向での改善を進めることが可能であり、このような改善が併行して行われるのであれば、入札談合の未然防止の観点からも望ましいものと考えられます。

(4) 地域優先発注

公共工事が地域経済の活性化と密接な関係にあること等を踏まえれば、入札参加業者について地域要件を課す地域優先発注の政策的必要性を一概に否定はできませんが、競争入札により発注を行う以上、当該入札の競争性を失わしめるような形での地域要件の賦課は、入札制度の趣旨に反し、また入札談合を誘発・助長するおそれが強いものと考えられます。このため、地域要件については、例えば一定数以上の入札参加が期待できる場合に限り地域要件を課すなど、入札参加業者の固定化の防止や十分な入札参加者数の確保に配慮しつつ柔軟に運用する必要があります。

(5) 予定価格・指名業者の事前公表

予定価格の事前公表については、公共工事入札・契約適正化指針では、「予定価格が目安となって競争が制限され、価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること」が指摘されており、一部の地方公共団体では落札率の高止まりを理由として事後公表に切り替えていることを踏まえれば、入札談合の未然防止の観点からは必ずしも好ましいものとは言い難いものと考えられます。地方公共団体において、予定価格を事前に公表しなかった場合、職員が不正行為に巻き込まれるおそれがあるとの事情があることは否定できませんが、予定価格の事前公表を行う場合には、落札価格の推移等により入札談合が生じていないか注視するとともに、入札における競争性の確保をより厳格にし、事業者が入札談合を行いにくい環境を整備することが一層求められます。

指名業者の事前公表についても、事前に入札参加業者が分かることにより入札談合を一層容易にする可能性は否定できないことから、この場合も同様に、入札における競争性の確保をより厳格に行うことが必要であると考えられます。

(6) 損害賠償予定条項

損害賠償予定条項については、入札談合の抑止に関して相当の効果を有するものと考えられます。ただし、損害額の水準の考え方については、判例の動向等を踏まえ10%程度とする地方公共団体が多いものの、他方それでは抑止効果が働かないとする見解もあり、現在のところ必ずしもまとまっておらず、今後の検討課題と考えられます。

(7) 談合情報への発注機関独自の対応

入札談合は発注機関にとって適正な入札を妨害する行為として本来対応する責任があり、このような観点から入札の中止等独自の対応を進める必要性が認められる場合

もあると思われませんが、特に、談合情報が既に広く報道されているなどにより独自の調査を行う必要がある場合においては、発注機関は、短期間のうちに多数の関係人から聴取をするなど形式的な事情聴取になりがちですので、事情聴取をする以上は、事実関係につき可能な限り詳細な調査を行うことが望まれます。

(8) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度

発注機関において、入札の競争性を向上させた場合、いわゆる「過当競争」が生じ、ダンピングや疎漏工事が多発するのではないかと懸念が強く、低入札価格調査制度の厳格な運用や最低制限価格の運用を重視する傾向にあります。これについては、入札の競争性を十分確保した上で、このような問題に対応するため低入札価格調査制度や最低制限価格制度をその制度の趣旨に基づき運用することは、公正な競争促進の観点からも望ましいものと考えられますが、その運用に当たっては、競争制限的にならないよう留意すべきものと考えられます。

(9) 地方公共団体による公共工事における地元業者の下請使用義務付け等

近年、一部の地方公共団体において、厳しい経営環境に直面している地元建設産業の支援等のため、公共工事の受注業者との契約に、地元業者を下請として使うよう努力する旨の規定を設けるといった動きがあります。

地元下請業者や地元産品の利用については、当委員会としては、従来から、受注業者に対して地元業者を下請業者として利用することや、地元産品の利用を促すことは、地元経済の活性化や中小企業対策等を目的として、一般的な要請の範囲で行う限りにおいては、地域政策の範疇の問題であるという考え方を示しています。しかし、一般的な要請を超えて利用を義務付ける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、競争政策上好ましくないものと考えられます。

仮にこういったことが広く行われますと、公共調達地域ごとに行われ、ものやサービスの自由な流通が妨げられてしまいます。一般的な要請の範囲を超えることのないよう配慮することが必要であると考えられます。

第3編 入札談合等関与行為防止法の解説

国・地方公共団体等が行う入札は、入札参加者間の公正で自由な競争を通じて受注者や受注価格等を決定しようとするもので、入札参加者があらかじめ受注予定者等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限する、いわゆる入札談合は、入札制度の実質を失わしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法に違反する行為です。

このような入札談合について、近年、国・地方公共団体等の職員が関与している事例が発生しており、この再発を防止するため、立法府において官公需分野における競争の促進や予算執行の適正化を目指し、入札談合等関与行為の防止のための検討が進められ、昨年6月11日に与党3党の議員立法として入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案（入札談合等関与行為防止法案）を第154回通常国会に提出、同国会で可決・成立し、昨年7月31日に公布され、本年1月6日から施行されています。

本法は、入札談合等関与行為（発注機関の職員が事業者に対して入札談合を行うことを指示するなど、入札談合等に対して発注機関の職員が関与すること）を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による発注機関の長に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、各省各庁の長等による入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めています。

本法は、国・地方公共団体及び国・地方公共団体から資本金2分の1以上の出資を受けた法人という広範な発注機関を対象としています。このため、これらの発注機関における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないように、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図る観点から、本法の解説を作成したところです。

なお、第3編の構成は以下のとおりです。

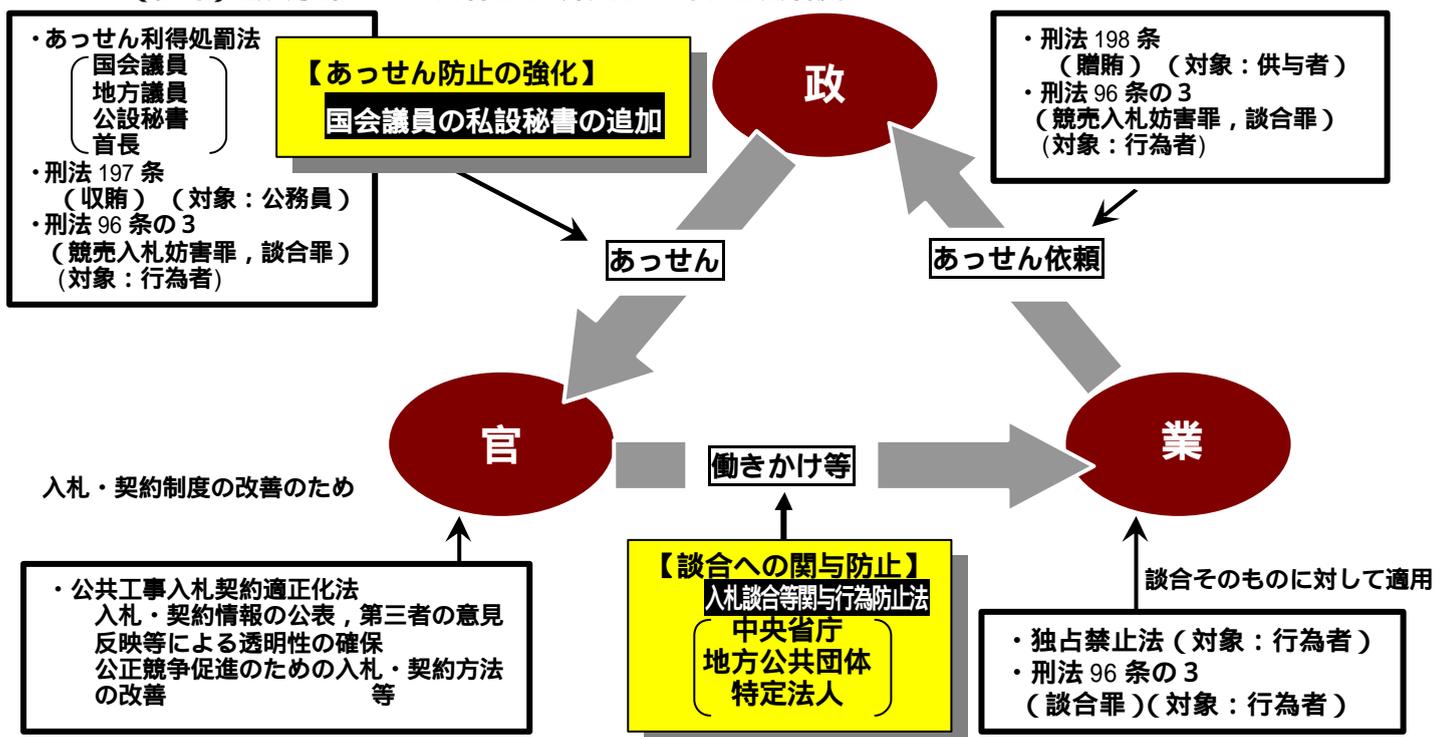
- 1 入札談合等関与行為防止法の制定経緯（与党3党における検討経緯等を記述）
- 2 入札談合等関与行為防止法の基本的なスキーム（本法に基づく措置の基本的な流れ等を記述）
- 3 入札談合等関与行為防止法の規定の解説（本法の条文の逐条解説を記述）

1 入札談合等関与行為防止法の制定経緯

本法が検討されるきっかけとなったのは、平成12年5月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木工事談合事件において、発注者側が受注業者に関する意向を提示していた等の事実が認められ、公正取引委員会が北海道に対して改善要請を行った事件です。その後、国・地方公共団体の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」に対する社会的批判が高まりました。発注機関の関与があった場合の入札談合事件については、独占禁止法では当該入札談合を行った事業者に対する処分は可能ですが、発注機関側に対して法的に措置を講じることができず、事業者側に不公平感があったところです。

このため、平成13月に、林義郎衆議院議員（自由民主党独禁法調査会会長代理）が座長となり、与党3党で「与党入札談合の防止に関するプロジェクトチーム」が設置され、官製談合問題に対処するための法制度の検討が開始されました。その過程では、公正取引委員会をはじめ関係省庁、地方公共団体の意見が聴取され、具体的な法律案の検討が行われました。その検討において、新法の制定が必要なのか等様々な意見が示されましたが、最終的には、昨今の公共工事をめぐる様々な事件において、例えば予定価格の漏洩など、地方公共団体の首長に談合への関与についての疑惑や、議員秘書によるいわゆる「口利き」疑惑があることを踏まえれば、発注者が襟を正す意味で立法化が必要であるとの結論に達し、与党3党において議員立法として法律案がまとめられ、平成14年6月11日に国会に提出されました。その後、衆議院において7月17日に経済産業委員会で可決、同月18日に本会議で可決され、参議院に送付されました。参議院では、同月23日に経済産業委員会で可決、同月24日に本会議で可決・成立し、本法は7月31日に公布され、平成15年1月6日から施行されています。

(参考) 公共事業への「口利き」「介入」に対する法制度



2 入札談合等関与行為防止法の基本的なスキーム(条文等については参考資料 3-1(P79)参照)

(1) 入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置(第3条)

入札談合等関与行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等に対する必要な措置の要求, 当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討, 調査結果等の公表等について規定しています。

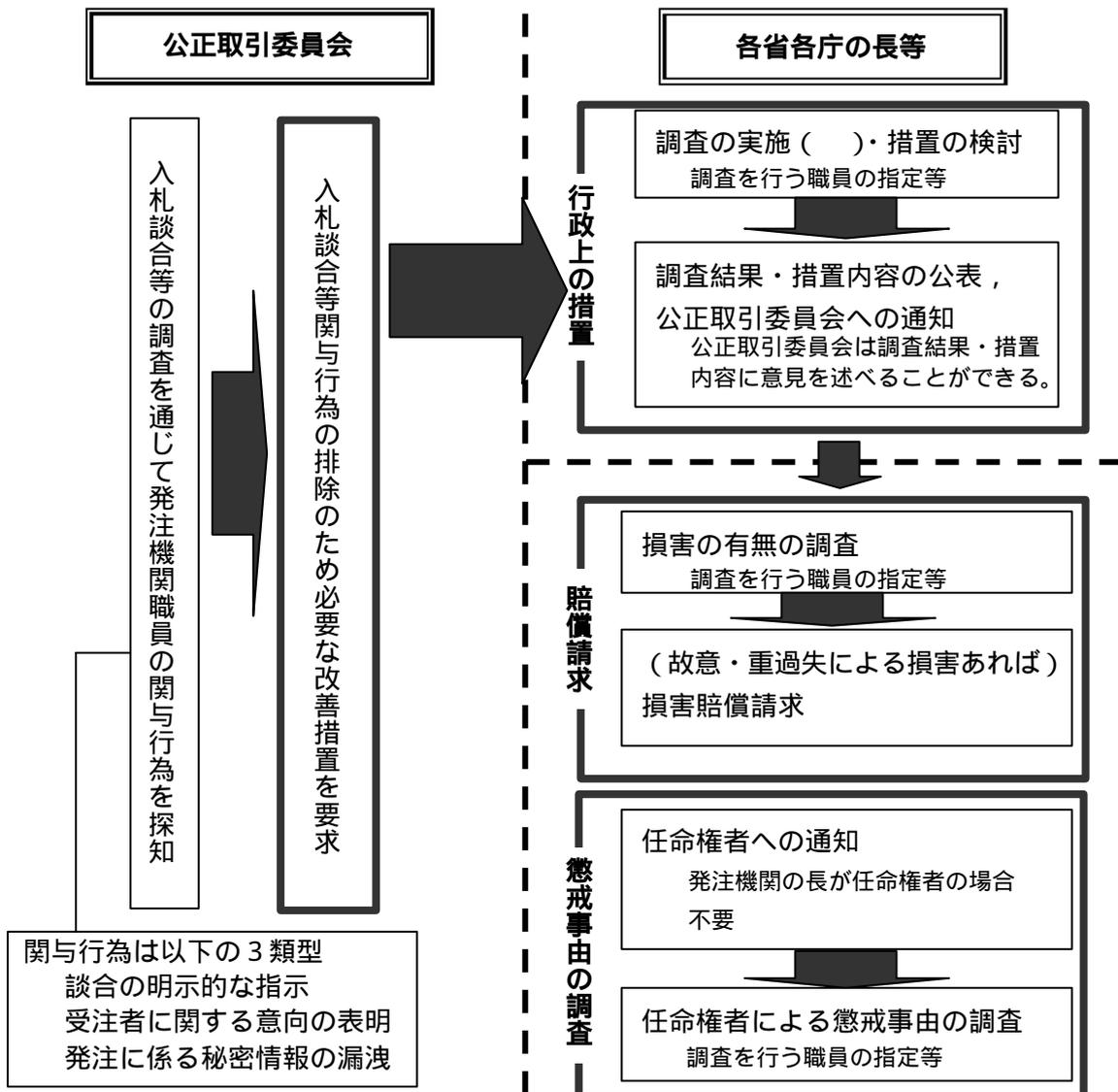
(2) 当該行為を行った職員に対する賠償請求(第4条)・懲戒事由の調査(第5条)

各省各庁の長等による当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査について規定しています。

(3) その他

入札談合等関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力, 本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等について規定しています。

(参考) 本法に基づく措置等の流れ



3 入札談合等関与行為防止法の規定の解説

(1) 本法が対象とする発注機関(第2条第1項から第3項)

本法が対象としている発注機関は、国、地方公共団体及びこれらが資本金の2分の1以上出資している法人です。これは、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」(あつせん利得処罰法)の対象範囲と同一です。

(参考) 国が資本金の2分の1以上を出資している法人(平成15年1月現在135法人)

政府関係機関(8)
国民生活金融公庫 住宅金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 公営企業金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 国際協力銀行 日本政策投資銀行
公団(11)
日本道路公団 首都高速道路公団 緑資源公団 水資源開発公団 阪神高速道路公団 新東京国際空港公団 石油公団 本州四国連絡橋公団 日本鉄道建設公団 地域振興整備公団 都市基盤整備公団
事業団(13)
労働福祉事業団 簡易保険福祉事業団 金属鉱業事業団 環境事業団 宇宙開発事業団 日本下水道事業団 国際協力事業団 社会福祉・医療事業団 科学技術振興事業団 農畜産業振興事業団 運輸施設整備事業団 中小企業総合事業団 日本私立学校振興・共済事業団
各種法人(48)
日本銀行 年金資金運用基金 日本育英会 電源開発株式会社 日本中央競馬会 奄美群島振興開発基金 日本原子力研究所 商工組合中央金庫 日本貿易振興会 日本労働研究機構 理化学研究所 国際観光振興会 産業基盤整備基金 日本芸術文化振興会 核燃料サイクル開発機構 国民生活センター 情報処理振興事業協会 心身障害者福祉協会 日本万国博覧会記念協会 海洋科学技術センター 国際交流基金 自動車事故対策センター 総合研究開発機構 自動車安全運転センター 海上災害防止センター 通関情報処理センター 通信・放送機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 放送大学学園 関西国際空港株式会社 日本たばこ産業株式会社 空港周辺整備機構 日本体育・学校健康センター 基盤技術研究促進センター 生物系特定産業技術研究推進機構 農林漁業信用基金 日本障害者雇用促進協会 公害健康被害補償予防協会 平和祈念事業特別基金 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 帝都高速度交通営団 日本学術振興会 預金保険機構 雇用・能力開発機構 (以上のほか、清算中のものが4団体)
独立行政法人(55)
国立公文書館 消防研究所 酒類総合研究所 国立環境研究所 産業安全研究所 産業医学総合研究所 土木研究所 建築研究所 北海道開発土木研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 海技大学校 航海訓練所 海員学校 電子航法研究所 航空大学校 国立特殊教育総合研究所 国立オリンピック記念青少年総合センター 国立女性教育会館 国立青年の家 国立少年自然の家 国立科学博物館 国立美術館 国立博物館 文化財研究所 教員研修センター 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 航空宇宙技術研究所 放射線医学総合研究所 大学入試センター 農林水産消費技術センター 種苗管理センター 肥飼料検査所 農薬検査所 農業者大学校 農業技術研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 農業工学研究所 食品総合研究所 国際農林水産業研究センター 家畜改良センター さけ・ます資源管理センター 水産大学校 水産総合研究センター 林木育種センター 森林総合研究所 通信総合研究所 日本貿易保険 産業技術総合研究所 製品評価技術基盤機構 駐留軍等労働者労務管理機構 自動車検査独立行政法人

【対象機関等についてのQ & A】

Q 1 国務大臣や地方公共団体の首長が入札談合等関与行為を行った場合も、本法の対象になるのですか。

A 本法第2条5項の「職員」には、国務大臣や地方公共団体の首長も含まれます。このため、国務大臣や地方公共団体の首長が、第2条第5項第1号から第3号のいずれかに該当する行為を行った場合には、公正取引委員会の改善措置要求の対象となり、実際に改善措置要求があれば発注機関として調査を開始しなければなりません。

Q 2 各省庁や地方公共団体のOBが入札談合等関与行為を行った場合も、本法の対象になるのですか。

A 各省庁や地方公共団体のOBが入札談合等関与行為を行ったとしても、発注機関の関与とはいええないため、本法の「職員」にOBは含まれません。ただし、OBが発注機関の現職の職員に働きかけを行った結果、その職員が談合に関与した場合は、その現職職員の行為が入札談合等関与行為に該当することがあることに注意を要します。

(2) 入札談合等関与行為(第2条第4項, 第5項)

本法では、入札談合等(競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が独占禁止法に違反する行為(第2条第4項))に関与する行為として、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏洩の3類型を、第2条第5項第1号から第3号において定めています。

ア 競争により相手方を選定する方法

「競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りでも示された金額だけを比較して契約先を決定する形態のもの(指名見積り合わせ)が含まれます。このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から指名見積り合わせに係る事件を入札談合事件の一類型として扱っています。(入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて明らかにした「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する指針」においても対象としています。)

イ 入札談合等関与行為の典型事例

入札談合等関与行為の典型事例を挙げると、以下のとおりです。

談合の明示的な指示（第1号：「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること」）

発注担当職員が事業者の会合に出席し，事業者毎の年間受注目標額を提示し，その目標を達成するよう調整を指示

受注者に関する意向の表明（第2号：「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し，又は示唆すること」）

事業者の働きかけに応じ，発注担当職員が受注者を指名，あるいは発注担当職員が受注を希望する業者名を教示

発注に係る秘密情報の漏洩（第3号：「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体を知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを，特定の者に対して教示し，又は示唆すること」）

事業者の働きかけに応じて，本来，事業者に対して公開していない予定価格を漏洩

第三者の求めに応じて，本来公開していない予定価格を漏洩

【入札談合等関与行為についてのQ & A】

Q 1 第2条第5項第3号の「特定の事業者又は事業者団体を知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの」とは，どのような情報ですか。

A 以下の条件を満たす情報が，本号の対象とする「情報」に該当します。

特定の事業者又は事業者団体を知ることにより入札談合等を行うことが容易となる情報であること

秘密として管理されているものであること

については，事業者が談合ルールを運用する際に必要な情報を指し，具体的には，予定価格，予定価格が容易に推測できる予算額（いずれも事前不公表の場合）です。

については，既に公表されているなど秘密として管理されておらず，不特定多数の者が知り得る情報は，本号の規定の対象にはなりません（従って，例えば予定価格を事前公表している場合には，関与行為には該当しません）。秘密として管理されているかどうかは，当該発注機関の取扱により判断されます。

なお，本号では，このような情報を特定の者に対して教示・示唆する場合に関与行為に該当すると規定されています。特定の者に対する教示・示唆については，発注機関職員による作為的行為であり，情報漏洩に発注機関職員が関わっていない

い場合には、本号の対象にはなりません。ただし、発注に係る秘密情報については、本法の適用の有無にかかわらず、外部に漏洩することのないよう厳格に管理することが必要です。

Q2 地域優先発注や分割発注、仕様書の記載方法など、発注方法について関与行為となることがありますか。

A 発注方法については、構成要件が明確ではないこと、職員個人に問うべき不正があったかどうか明確ではないことから、本法の対象とはされていません。ただし、そのような発注方法に伴い、本法第2条第5項各号に規定される行為が行われていた場合には、当然違反行為に該当します。

なお、地域優先発注や分割発注、仕様書の特定銘柄の記載方法等が談合を助長していた事例もあることから、そのような発注方法による場合には、「公共工事の入札および契約の適正化を図るための措置に関する指針」等を踏まえつつ競争性の確保について十分に配慮することが必要です。

Q3 本法で規定される入札談合等関与行為の行為類型以外の行為で、入札談合等の関係で問題となる行為はないのですか。

A 本法でどのような行為類型を対象とすべきかについては、与党における検討過程で関係者の意見を聴取しつつ議論され、現段階で不正行為であることが明確な3つの行為類型が第2条第5項で規定されました。また、新たに問題となる行為類型が今後出てきた場合には、その際法改正により対処すべきものと整理されました。

なお、公正取引委員会としては、第2条第5項第1号から第3号に規定される行為類型に該当しない行為についても、入札談合等独占禁止法違反行為の防止の観点から必要と判断した場合には、従来から行ってきた、発注機関側に改善を依頼する事実上の改善要請を行うこととしています。

(3) 発注機関が講じる改善措置(第3条)

公正取引委員会は、受注者である民間事業者側の入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

なお、調査及び改善措置は、発注機関の自主的措置ですが、発注機関の調査結果及び措置内容については公正取引委員会に通知することとされており、公正取引委員会は、例えば自らの調査結果と発注機関の調査結果に重大な齟齬がある場合など、特に必要がある場合には意見を述べるができることとされています。

(参考) 発注機関において講じる改善措置の具体的内容

入札及び契約に関する事務に係る改善措置については、発注機関が自らの調査結果に基づき再発防止のため講じるものです。このため、問題となった事案の内容や当該発注機関が採用している入札・契約制度等により具体的な措置内容は異なるものと考えられますが、例えば、以下のような措置が挙げられます。

組織内部における内部規則の見直し・職員への周知徹底

入札・契約に関する第三者による監視機関の設置

入札に関する情報管理の徹底

等

【改善措置要求に関するQ & A】

Q 1 公正取引委員会からの改善措置の要求は、民間事業者の談合が実際にあった場合に限って行われるのですか。

A 本法では、民間事業者側の入札談合等独占禁止法違反行為があった場合において、当該違反行為について発注機関の職員が関与していたときに入札談合等関与行為が認定されることとなります。このため、公正取引委員会では、入札談合等独占禁止法違反事件に対する措置を講じる際に、併せて発注機関に対して改善措置要求を行うこととしています。

Q 2 職員の関与について、中傷・デマなど虚偽の情報が公正取引委員会に寄せられるおそれもあると思いますが、このような情報を基に公正取引委員会からの改善措置要求が行われ、風評被害につながることはないですか。

A 本法における公正取引委員会からの要求は、あくまで入札談合事件調査の過程で入札談合等関与行為を認定した場合に行われるものであり、そもそも例えば「
庁の が業者に談合を指示している。」といった投書があったことのみをもって調査を開始するという類のものではありません。

また、公正取引委員会では、入札談合等関与行為について改善措置要求を行う場合には、発注機関の職員からも可能な限り事情聴取した上で行うなど、独占禁止法違反事件の調査と同様慎重な調査を行った上で認定します。このため、風評被害という問題はありません。

Q 3 公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果が異なることもありますが、その場合にはどのような手続が採られるのですか。

A 本法の仕組みにおいては、公正取引委員会による改善措置の要求があった場合には、発注機関が自ら事実関係を調査の上、入札談合等関与行為が明らかになったときに具体的な改善措置を決定することとしており、発注機関の自主的な努力に期待しています。

このため、発注機関の調査結果が公正取引委員会の認定した事実と異なる場合であっても、発注機関は、自ら行った調査結果に基づいて具体的な改善措置を決定す

ることになります。また、調査の結果、入札談合等関与行為が認められないと判断した場合には、その旨を公表することもできます。

なお、発注機関における調査結果及び改善措置については、公正取引委員会は必要な意見を述べることができるとされており、公正取引委員会としては通知された調査結果及び改善措置の内容が当方の調査結果に照らし不適切なものと認められる場合、必要な指摘を行うこととしています。

(4) 損害賠償(第4条)

発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないこととされています。

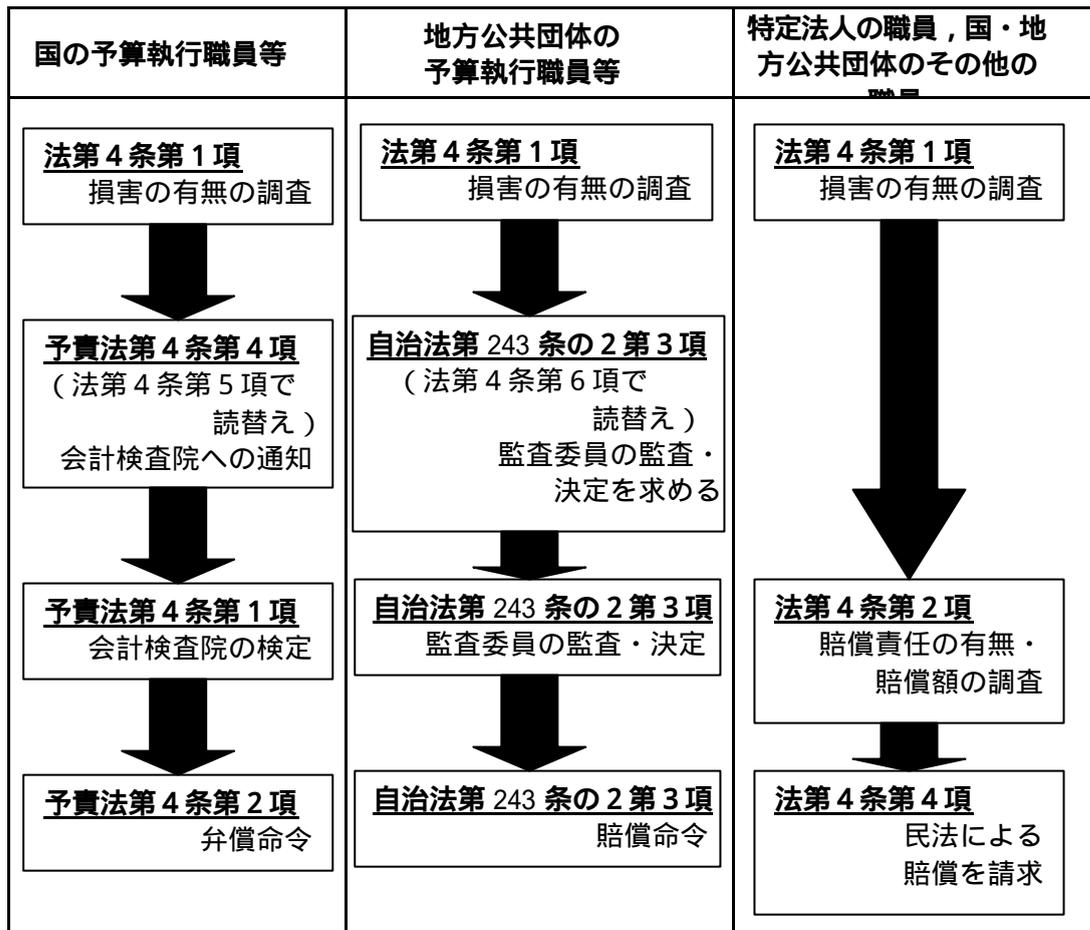
本規定は、直接的には予算執行の適正化の観点から賠償請求権の適正な行使を発注機関に義務付け、入札談合等関与行為を行った職員に対し発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待されています。

なお、本法における損害賠償の規定自体が、発注機関が職員に対して行う賠償請求の根拠となるわけではありません。あくまで賠償請求権自体は、現行法令(予算執行職員等の責任に関する法律〔予責法〕、地方自治法、民法)に基づき発生するものであることに注意を要します。

(参考1) 賠償請求に関する適用法令

国の予算執行職員等(国民生活公庫等9法人も対象)	予責法
地方公共団体の予算執行職員等	地方自治法
特定法人の職員, 国・地方公共団体の上記以外の職員	民法

(参考2) 賠償請求の手の流れ



入札談合等関与行為に伴う損害額の算定

与党入札談合の防止に関するプロジェクトチームの検討過程では、入札談合等関与行為を行った職員への賠償請求の運用に関して、特に損害額の算定の点が難しいと指摘がありましたが、この点については以下の整理がなされています。

- 1 本法案第4条に基づく損害賠償請求等は、発注機関に生じた損害を回復するために行われるものであり、その損害額の算定は、基本的には当該入札談合による契約価格の上昇分（発注機関に生じた損害額全体）に当該職員の責任割合を乗じることにより求められるものと考えられる。しかし、当該入札談合による契約価格の上昇分、当該職員の責任割合いずれも個別の事案に即して判断せざるを得ないものである。
- 2 ただし、入札談合による契約価格の上昇分については、民事訴訟法第248条に基づき、裁判所の職権により相当な損害額を認定することが可能となったことを受けて、判例の蓄積が進んでおり、発注機関は、仮に本法案に基づく損害賠償請求等を行うこととなった場合には、これらを参考にしつつ算定することが可能。また、発注機関が本条に基づく損害の調査を行う場合には、本条第3項により公正取引委

員会に対し必要な協力を求めることができるため、損害額の算定等損害の認定については、本項を適宜活用するとともに、公正取引委員会も協力要請があった場合には、最大限協力。

- 3 なお、発注機関が損害賠償請求を行う場合には、通常は業者及び職員に連帯して請求するものと考えられ、この場合職員の責任割合は当事者間の問題となる。また、本法案は、発注機関が談合を行った業者のみに対して民法等に基づく損害賠償請求を行うことを妨げるものではない。発注機関が損害の回復の観点から談合を行った業者に対する請求を優先すべきと判断した場合には、職員に対する損害賠償請求等を行わなくとも、本条の義務違反に問われるものではないと解される。

賠償請求・懲戒事由調査についてのQ & A】

Q 損害賠償について、第4条第4項で「故意・重過失」を要件とした理由は何ですか。

A 本法第4条は、予算執行職員等の責任に関する法律や、地方自治法第243条の2などに基づき賠償請求権が発生していると認められる場合に、それを確実に行使することを義務付ける趣旨の規定です。

予算執行職員等の責任に関する法律や、地方自治法第243条の2では、職員に「故意又は重過失」があることが要件として規定されていますが、本法第4条第4項では、これらの規定とのバランスから、職員が民法上の責任を負う場合についても、職員に故意又は重過失がある場合に、賠償請求をする旨規定されたものです。

(5) 懲戒(第5条)

発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならないこととされています。

本規定は、入札談合等関与行為を行った職員の処分について発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注担当職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待されています。

なお、本規定で発注機関に義務付けられているのは調査までであり、処分を行うか否かは発注機関の任命権者等の裁量に委ねられています。

【懲戒についてのQ & A】

Q 懲戒については、国家公務員や地方公務員には適用法令はありますが、その他の対象機関（特定法人）については、何を基にして懲戒事由を調査すればよいのでしょうか。

A 特定法人については、自ら作成している就業規則等に基づき調査を行うこととなります。

（6）指定職員による調査（第6条）

発注機関が第3条から第5条に基づく調査を行うに当たり、その適正を確保するため、第6条において調査を実施する職員を指定することを義務付けています。

第6条では、

内部調査を行う各省各庁の長や任命権者が、調査を実施する職員を指定すること
指定職員には、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定すること

指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならないこと

各省各庁の職員は、当該調査に協力しなければならないこと

を定めており、これらの措置により、発注機関において実効ある調査を行う体制が整備されることが期待されています。

発注機関が行う調査に対する公正取引委員会の協力

改善措置、損害賠償請求等、懲戒事由の調査等に係る発注機関の調査においては、必要があると認める場合には、本法に基づき公正取引委員会に資料の提供等必要な協力を求めることができます（第3条第5項、第4条第3項、第5条第3項）。本規定は、公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果に齟齬が生じることを防ぐとともに、特に自らの調査能力に限界のある規模の小さい地方公共団体等の発注機関が調査を行う場合の必要な支援措置として位置付けられるものです。

なお、本件協力要求に対しては、公正取引委員会としては、法令上可能な範囲で協力（例：勧告書・審決書の謄本等の提供）を行うこととしています。このため、例えば、申告人の個人情報など当然守秘義務の対象となる情報の提供は行われなことに注意を要します。

【指定職員による調査についてのQ & A】

Q 1 小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせるのは難しいのではないですか。

A 本法では、各発注機関による調査の実効を上げるという観点から、指定職員による調査を行わせることとされています。各地方公共団体においても、入札談合を防止するための自主的な取組が行われているところですが、公正取引委員会から改善措置要求があったときは、この自主的な取組を促進する趣旨の一環としても、指定職員による調査を適切に行うことが必要と考えられます。

Q 2 調査において、指定職員に加えて、外部の第三者を入れることはよいのですか。

A 発注機関において、第6条の指定職員による調査を踏まえ、なお必要があると考える場合には、制度の枠内において第三者機関を活用するような運用をすることも差し支えありません。

（7）その他の規定（第7条から第9条）

第7条において入札談合等関与行為の防止に関する関係行政機関の連携協力、第8条において、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力への運用上の配慮、第9条において法律で国務大臣をもってその長に当てることとされている外局の長（防衛庁長官及び国家公安委員会委員長）への事務の委任が規定されています。

【その他の規定についてのQ & A】

Q 1 第7条で規定されている関係行政機関の連携協力とは、具体的にどのようなものが考えられるのですか。

A 例えば、地方公共団体等に本法を周知・徹底する際の公正取引委員会その他の省庁の連携協力、損害賠償の運用についての関係省庁間での協力、公正取引委員会と国の機関等の会計監査を担当する会計検査院との間の連絡を密にすることなどが挙げられます。

Q 2 第8条に地方公共団体等への運用上の配慮に関する規定を置いた趣旨は何ですか。

A 地方公共団体等においては、入札談合等の防止などに真摯に取り組み、入札及び契約に関する事務の適正な実施のため自主的に努力しているところもあり、地方分権及び団体自治の尊重という観点から、第8条として特に一条を設け、こうした自主的な努力に十分配慮しなければならない旨の規定が置かれたものです。

4 入札談合等関与行為防止法の適用事例

岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する件（平成15年3月11日勧告審決）

公正取引委員会は、岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建設工事について、一般土木・造園工事の入札参加業者46社、建築工事の入札参加業者42社、管工事の入札参加業者17社、ほ装工事の入札参加業者16社及び電気工事の入札参加業者17社（以下「関係人」という。）に対し、それぞれ、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして勧告した。

また、発注者である岩見沢市の市長に対し、入札談合等関与行為があったと認められるため、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、岩見沢建設協会及び岩見沢管工事協同組合に対し、それぞれの役員が独占禁止法違反行為に関与していた事実が認められたことから、所要の措置を講じるよう求めた。

（1） 独占禁止法違反行為の概要等

岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する建設工事の入札参加業者は、かねてから、受注に関する調整が行われていたところ、遅くとも平成11年4月以降、下記アの受注調整ルールのとおり受注調整を行っていました。

ア 受注調整ルール

- ・ 連絡役（岩見沢建設協会等の役員等）から、落札予定者として選定された旨の連絡を受けた者がいるときは、その者を受注予定者とする
- ・ 受注すべき価格は、連絡役から伝えられた金額を基に受注予定者が決め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注することができるよう協力すること

イ 排除措置

- ・ 違反行為を取りやめていることを確認すること
- ・ 今後、同様の違反行為を行わないこと

（2） 岩見沢市職員による入札談合等関与行為の概要等

ア 落札予定者の選定方法

岩見沢市の発注に関わる複数の職員（以下「発注担当者」という。）は、同市が指名競争入札の方法により発注する建設工事について、地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として、一般土木・造園工事、建築工事、管工事、ほ装工事及び電気工事のそれぞれにおいて、同市の幹部の承認又は示唆の下に、事業者ごとの過去5年間の平

均受注金額を基に各事業者別の当該年度における受注目標額を設定し、同目標額をおおむね達成できるよう、個別物件ごとに落札予定者の選定を行っていました。

イ 落札予定者及び設計金額の連絡

発注担当者は、個別工事ごとに、発注担当者から岩見沢建設協会の事務局長等の連絡役に対し、落札予定者及び設計金額の概数を伝え、連絡役は、落札予定者に対し、落札予定者である旨及び設計金額の概数を伝えていました。

(3) 岩見沢市長に対する改善措置要求の概要等

ア 発注担当者の行為と入札談合等関与行為防止法の関係

(ア) 事業者に入札談合を行わせること(法第2条第5項第1号)

発注担当者が、岩見沢市発注の建設工事について、反復、継続して、前記(2)の行為を行うことにより、入札参加業者に入札談合等を行わせていたことは、法第2条第5項第1号の規定に該当します。

(イ) 契約の相手方となるべき者を指名すること(法第2条第5項第2号)

前記(2)のうち、発注担当者が連絡役に落札予定者の名称を伝えていたことは、同項第2号の規定に該当します。

(ウ) 入札談合を行うことが容易になる情報であって、秘密として管理されているものを、特定の事業者に対して教示すること(法第2条第5項第3号)

前記(2)のうち、発注担当者が連絡役に工事の設計金額等を伝えていたことは、同項第3号の規定に該当します。

イ 岩見沢市長に対する改善措置要求

前記のとおり、発注担当者の行為は入札談合等関与行為と認められたので、公正取引委員会は、岩見沢市長に対し、前記と同様の行為が生じないように、同市発注の建設工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確認するために必要な措置を速やかに講じるよう求めました。

ウ 岩見沢市が講じた改善措置

岩見沢市は、公正取引委員会の立入検査等を受け、平成14年10月には「内部調査委員会」及び「入札手続等緊急検討委員会」を設置し、それぞれ、入札手続の実態の把握及び今後の課題を明らかにし、また、公正で透明性・競争性の高い入札制度等を確立するための改善報告を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

なお、岩見沢市は、平成15年6月、改善報告の内容を同市の広報紙で公表していません。

職員の意識改革の徹底のため、「談合を誘発しないためのマニュアル」の作成等
入札談合等関与行為防止法違反行為、独占禁止法違反行為等に対する監督体制の強化のため、指名停止措置の強化等
入札における情報管理の徹底のため、発注関係部署等への業者の出入り制限等
入札における公正・自由な競争の確保のため、一般競争入札の拡大等
適正な入札が行われるための有効な制度及び組織の構築のため、入札等の管理組織の設置等

(4) 会計検査院に対する通知

入札談合等関与行為防止法制定のための国会審議において、公正取引委員会と会計検査院の連携協力等を内容とする付帯決議がなされているところ、公正取引委員会は、平成15年1月、会計検査院に対し、岩見沢市長に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った旨を通知しました。